

- 私たちは、将来にわたって食品等の安全と安心を確保していかなくてはなりません。
- 関係者は、責務や役割を認識し、環境に配慮しつつ、食品等の安全と安心の確保に向けて積極的に取り組む必要があります。
- 情報や意見の交換等を行うリスクコミュニケーションを促進し、すべての関係者が相互に理解し、共通した認識を持つことが大切です。
- 食品等の安全と安心の確保は、県民すべての願いであり、その実現に向かって、第一歩から共に力を合わせて取り組んでいくため、この条例が制定されました。

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」

● 目 的	第1条	
● 定 義	第2条	
● 基本理念	第3条	● 県の責務 ● 食品関連事業者の責務 ● 消費者の役割
● 関係者の責務・役割	第4～6条	
● 基本方針	第7条	
基本的な施策	● リスクコミュニケーション ● 関係団体との協働 ● 自主的な活動の支援 ● 遺伝子組換え作物等に関する措置	第8～10条 第11条 第12条 第13条
推進体制等	● 体制の充実強化 ● 調査及び研究 ● 財政上の措置 ● 委任	第14条 第15条 第16条 第17条
● 施行期日		附則 第1項
● 検討		附則 第2項
● 組織の設置		附則 第3項



※「食品等の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する安心感」のことをいいます。